

大学スポーツの振興に関する提言

令和 7 年 8 月 8 日
大学スポーツ構想会議

I 大学スポーツの更なる振興に向けた基本的考え方について

- 大学スポーツは、一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、多くの学生が大学スポーツを通じ社会的人材の育成といったスポーツの価値・効用を得ることができる貴重なものである。
また、大学が有する素晴らしいスポーツ資源（人材、施設、知識）を最大限活用し、大学スポーツをさらに振興することを通じて、地域課題の解決、ひいては、社会変革の実現を期待できるものである。
- スポーツ庁においては、これまでも第3期スポーツ基本計画に基づき、大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、一般社団法人大学スポーツ協会（以下、「UNIVAS」という。）の認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指してきたところである。
- 今般、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの実現を図る観点から、第217回国会において「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第71号）が成立した。大学スポーツについても、スポーツの普及、競技水準の向上のみならず、スポーツへの国民の参加の促進や地域振興を図る上での重要性に鑑みて、国が推進するものとされたところである。
- このため、大学スポーツの更なる振興について議論し、基本法を推進するため、この会議を立ち上げ、提言を行うものである。

II 今後推進すべき取組について

【総論】

会議では議論が多岐に渡ったが、大学スポーツの振興は、まず大学自身がその意義と責任を自覚し、医・科学サポートやインテグリティ向上等も含め、主体的に関与する体制づくりが不可欠であり、そのためには、各大学においてスポーツ分野を一体的に行う統括部局の設置が重要であること等が認識された。

【各論】

1. 競技力向上

【推進すべき内容】

我が国において持続可能な国際競技力の向上を図るため、大学という場所でアスリートが更に輝き、また、国際競技力の向上に効果的に取り組むことは極めて重要であり、より多くの優れた能力を有するアスリートを見出し、育成・強化する仕組みを構築及び充実させることにより、スポーツ医・科学、情報に関する知見やノウハウに基づく質の高いトレーニング環境を実現すること。

【現状・課題】

- 大学においては、スポーツを通じて教育・研究・社会貢献に取り組むことが求められ、大学スポーツの更なる発展のためには、「ハイパフォーマンズ」、「学生の学びと成長」、「安全安心な環境やインテグリティの確保」のバランスが重要である。
- 大学において競技力向上に資する取組が一層推進されることにより、大学スポーツを起点として学生が成長・活躍できる機会の創出や、大学スポーツの魅力向上による企業の参画促進、地域における指導者不足の解消など、様々な効果が期待される。
- 魅力ある大学であり続けるためにも、大学スポーツは教育的な機能が重要である一方、社会の中で価値を持つことも重要である。そのため、大学は学生の課外活動を主体的に捉えることが必要であり、その過程においては、なぜ大学で競技力向上を図るのか、その理念や目的を学内で議論し共通理解を得るとともに、高い競技力に裏打ちされた大学におけるスポーツの価値をブランディングし、学内・学外でも高めていくことが求められる。
- 併せて、大学スポーツにおいて競技力向上を図るに当たっては、大学の既存の研究や医・科学サポートに加えて、スポーツ医・科学、情報に関する知見やノウハウを有するハイパフォーマンズスポーツセンター（以下「HPSC」という。）※と双方向に連携・協働し、その知見を活かすための体制を整えることも必要である。
※東京都北区・西が丘にある国立スポーツ科学センター（JISS）とナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的に捉えた、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点
- 質の高い指導やトレーニングを行うためには、トップレベルのスポーツ医・科学、情報に関する知見を国際的な潮流からいち早く捉えることが重要であり、HPSCはそのハブとして、デジタルやDXの活用を含め、大学をはじめとした関係機関と連携・協働することが重要である。

【具体的施策】

- 以上の状況を踏まえ、大学における国際競技力の向上に資するトレーニング

グ環境の実現のため、以下に挙げられる取組により、HPSC から提供されるスポーツ医・科学、情報に関する知見やノウハウを大学スポーツの場で有効に活用できるよう、各大学における組織体制を整備する。

(想定される取組)

- ・学内におけるスポーツ医・科学サポートの体制整備・充実
- ・整形外科医やアスレティックトレーナー、理学療法士等の専門家の各大学への配置
- ・HPSC との連携を通じた地域におけるスポーツ医・科学サポートの高度化（各地域のスポーツ医・科学センターや関係団体によるコンソーシアムの形成）
- ・スポーツ医・科学サポートの一層の充実に向けた、HPSC の知見・ノウハウの提供 等

2. 地域スポーツの核としての大学スポーツ

①地域スポーツへの貢献

【推進すべき内容】

地域におけるスポーツの核の一つとして大学が機能を果たしていくため、自治体やスポーツ団体等の地域の組織と連携・協力して、大学が有するスポーツ資源を最大限有効活用することにより、地域振興に資すること。

〔現状・課題〕

- 大学スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている中、医・科学サポート、部活動の地域展開等、大学スポーツ資源が貢献できる可能性があるものの、十分にその資源が活用されているとはいえない状況である。このため、大学が有する資源（人材、施設、知識）を自治体、スポーツ団体、企業等の地域組織と一層の連携・協力を図ることにより、文化芸術等の他分野との連携も含めて更なる活用を促進する必要がある。
- また、高い競技力を備えた運動部を有する大学では、取組が進みやすいものの、高い競技力を備えた運動部の無い大学であっても、自治体、高い競技力を備えた運動部を有する大学等と連携したり、複数の大学で業務提携（アライアンス）を形成したりすることにより、地域スポーツの核となりうる可能性がある。
- 地域との連携により、大学が有する先進的な医・科学サポートや知見といった資源を地域スポーツの環境支援に留まらず、地域における健康長寿社会や経済活性化等の点でも地域に還元することが期待される。
- また、デジタルツールの活用により、知識や情報の共有等を促進する新たなビジネスモデル（教育・レクリエーション・観戦支援等の分野も含む）が創出され、自走化・他地域への展開が進むことから民間企業との共創的な連携や、

スポーツに正当な対価が支払われる機運が醸成されることも期待される。

〔具体的施策〕

- 以上の状況を踏まえ、大学スポーツ資源を有効に活用するため、以下に挙げられる取組をモデル的に実施し、他の大学でも活用可能な仕組みづくりを行う。

（想定される取組）

- ・ 高い競技力を備えた運動部を有さない大学におけるモデルケースの創出
- ・ 企業等と連携した資金循環の仕組
- ・ HPSC との連携を通じた地域におけるスポーツ医・科学サポートの高度化（各地域のスポーツ医・科学センターや関係団体によるコンソーシアムの形成）

【再掲】

- ・ 大学が部活動の地域展開等に貢献する取組（指導者の育成・確保、地域クラブ活動等への大学生指導者の派遣、大学生の参画促進に向けた指導の単位認定、施設の開放、大学を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施等） 等

②キャンパスレクリエーション環境の充実

【推進すべき内容】

大学におけるスポーツの裾野を広げていくため、レクリエーションスポーツの実施を通じて、一般学生や大学教職員等のスポーツ機会の創出・充実を図ること。

※「レクリエーションスポーツ」とは身体運動の楽しみを求めて、自由時間に自発的に行われる社会的に価値のある活動を意味する。いわゆる、遊びや社交としてのレクリエーション活動のみならず、サークル活動やフィットネスなど、広く運動部活動以外を指す。

〔現状・課題〕

- 我が国の大学スポーツは、競技力向上の観点から一部の運動部活動に支援が集中し、それらに所属していない一般学生等に対するスポーツ振興の取組が大学内で進んでいない傾向にある。

- 一方で、一般の学生に対してもスポーツを楽しむ機会を提供するということは、レクリエーションスポーツの価値（健康・ウェルネスの向上、自律性の発達、自己アイデンティティの確立、学業や入学動機への好影響、学生・教職員間のつながり）の発現のためには、重要なことである。

※「①普段、運動・スポーツをやっている学生の方が、Well-being と、自覚的な健康度が高い」、「②運動は学習目標の達成に良い影響を持つ」という研究実績も存在

出典①：Souza Leite Vieira A et al., Physical Exercise Pattern for Undergraduate Students and Its Importance in the Quality of Life, Well-Being, and Future Patient Orientation. J Lifestyle Med. 2023 ;13(2):110-118.

出典②：Flueckiger L et al., How health behaviors relate to academic performance via affect: an intensive longitudinal study. PLoS One. 2014; ;9(10).

〔具体的施策〕

- 以上の状況を踏まえ、大学にレクリエーションスポーツの理念・価値についての理解を促し、一般の学生・教職員等が自発的に楽しみ、より充実した生活を送る上での運動・スポーツを行う環境を整えるため、大学においてレクリエーションスポーツをモデル的に実施し、他の大学でも各大学の特色を生

かしつつ活用可能な仕組みの構築を図る。

(想定される取組)

- ・大学スポーツの統括部局等のもとにレクリエーションスポーツの担当部門の整備(Ⅱ1.に記載の学内におけるスポーツ医・科学サポート体制を併用することも可能。)
- ・総括部局が実施するレクリエーションスポーツの取組(学内のトップアスリートや大学教職員等による各種プログラムの準備・実施)
- ・実施スキームの構築(実施プログラムの種類の選定や適正な会費の検討、地域のスポーツ団体や企業等と連携した、外部リソースの活用や資金の調達、学内施設の有効利用に向けての、大学の授業や運動部活動との調整方法等を含む全体的な実施プランの策定) 等

③国際交流の推進

【推進すべき内容】

大学スポーツの競技力強化や海外大学生の日本文化への理解増進を図るため、海外大学との交流試合等を実施することにより、大学スポーツを起点とした国際交流機会の創出・充実を図ること。

【現状・課題】

- スポーツを通じた国際交流は国内学生にとって競技力向上のみならず、高いレベルの国際感覚を身に付けることが期待されるが、(特にチームでの)海外渡航は、経済面・日程面においてもハードルが高く、このような機会が国内学生に十分提供されているとは言えない状況である。
- 一方で、海外大学生が来日し、国内大学においてスポーツの体験等を行うことは、日本文化への理解の増進、国際的なプレゼンス向上等も期待されるが、個々の教職員とのつながりを元に行われる場合もあり、大学スポーツ資源を最大限活用するためには、大学としての取組が求められる。

【具体的施策】

- 以上の状況を踏まえ、更なる国際交流を推進するための方策として、以下に挙げられる取組を推進し、自治体や民間企業等、他の組織と連携・協力するなど、他の大学でも活用し得る持続的な仕組みづくりを行う。

(想定される取組)

- ・大学間・研究機関間の協定などを活用した海外大学との交流試合をはじめとする国際交流
- ・海外大学生を対象に大学資源を活用したスポーツ体験 等

3. 学生主体の運営（大学スポーツカンファレンス）

【推進すべき内容】

学生がスポーツを通じて社会的人材として成長するため、カンファレンスの開催や学生が企画・運営するホームゲームの実施により、学生が主体的に考える機会を提供するとともに、学生・卒業した若手人材が活躍する競技横断的・大学横断的なカンファレンスとすること。

〔現状・課題〕

- 学生が大学スポーツに取り組む環境づくりを、大学が主体的に行う重要性については上述したとおりである。
- その上で、大会やホームゲーム等を学生が自主的に企画・運営することは、学生の自主性の涵養・学業両立、更には、卒業後の社会人としての基礎力を培う機会となる。
- 一方で、そのような経験は、高い競技力を備えた運動部を有する大学や、大規模な大会を開催している競技団体に偏りがちであり、今後、先進的な取組を他の学生にも共有することは、大学スポーツ全体の活性化のために有効である。
- また、こうした経験を経た学生は、スポーツ関係団体・民間企業等にとっても魅力的な存在であり、将来的に、地域社会においての貢献も期待されるため、より経験が実績として評価され、活躍する場が広がることが望まれる。
- 更に、上記のような経験を有する学生・卒業した若手人材が、競技横断的・大学横断的なカンファレンスに参画し、大学スポーツ全体の活性化のための即戦力として活躍することが期待される。

〔具体的施策〕

- 以上の状況を踏まえ、大学が責任を持った上で、学生主体の運営を促進する方策として行うため、以下に挙げられる取組を行う。

（想定される取組）

- ・学生競技連盟の競技横断的な場の設置（大学スポーツカンファレンスの開催による各団体等が有する学生主体の大会運営等に係る先進的な取組の横展開、大学スポーツ全体の課題共有・解決、学生のビジネススキルの取得や企画力向上を目的とした起業家等によるセミナーやワークショップの実施等）
- ・大学スポーツ統括部局の協力のもとで、学生主体の企画・運営によるホームゲームの開催 等

4. インテグリティ向上等各大学の体制整備支援

【推進すべき内容】

大学スポーツにおけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図るため、UNIVAS の事業も活用しながら、大学が意思をもってインテグリティ向上に取り組むことにより、学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境を整備すること。

【現状・課題】

- 大学において不祥事が発生した場合、迅速かつ適切な対応を取らなければ、被害者の被害回復が遅れ、周囲の学生を含め影響が拡大し、また、大学側の管理運営体制そのものに議論が呈されることにより、その社会的信用が大きく毀損され、大学ブランドの失墜にもつながる。
- 大学スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すためには、大学側が意思をもって教育を行う必要がある、大学（特にトップ層）におけるガバナンスの重要性を認識することが必要と考えられる。例えば、大学スポーツに関係する学生に対して、大学側が意識的に入学時から早期にインテグリティ研修等を継続的に受講させることが効果的であると考えられる。学生のみならず、大学の教職員、指導者に対する研修も重要である。また、不祥事が起きた際、運動部全体の責任とされる傾向にあるが、責任関係の明確化のあり方について、大学の組織的関与も含め、検討する必要がある。
- 大学スポーツの統括団体である UNIVAS は平成 31 年 3 月に設立され、これまでもインテグリティ向上のため、様々な取組を行ってきたところであるが、大学スポーツにおける不祥事はいまだ途絶えることはない。UNIVAS は大学・競技団体等の要望・ニーズを汲み取り、大学と競技団体間の調整を行うことのできる組織として、インテグリティ向上を含めた更なる取組の推進が期待されている。
- 中央競技団体や学生競技連盟をはじめとする国内のスポーツ団体においては、スポーツ庁が令和元年 6 月に策定した「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づき、スポーツ団体自らの主体的な努力により適正なガバナンスの確保が図られる仕組が構築されている。大学においても、自らの大学やスポーツの価値を毀損するようなことがないよう、大学スポーツに関して自律的に組織のガバナンス体制が構築されることが求められる。

【具体的施策】

- 以上の状況を踏まえ、大学スポーツにおけるインテグリティ向上等各大学の体制整備を確保する方策として、以下に挙げられる取組を行う。
なお、UNIVAS により大学の取組を促進するためには、UNIVAS の求心力の更なる向上が必要であり、例えば、UNIVAS 主催大会の実施等、将来的には検討することも必要と考えられる。

(想定される取組)

- ・ UNIVAS の取組（相談窓口の設置、コンプライアンス研修等の推進・充実、安全安心認証の普及啓発）の更なる推進
- ・ 大学（特にトップ層）への理解の促進、指導者モニタリングの実施検討
- ・ UNIVAS と各大学のスポーツ統括部局との連携・協力体制の確立
- ・ 各大学のスポーツ統括部局と競技団体等のニーズを調整するための UNIVAS の機能拡充 等

Ⅲ おわりに

本会議の議論を経て、大学が、今回検討事項に上がった大学スポーツにおける重要課題に、自治体、スポーツ団体、民間企業、さらに海外の大学等を巻き込みながら挑戦することにより、地域課題の解決、ひいては社会変革の実現（交流人口の拡大・地方創生・健康増進）のみならず、活性化した経済や育成された人材がのちに大学に投資・還元されることにより、更に大学スポーツが振興する、といった経済・社会の好循環が期待できることを確認した。まさに、今般成立したスポーツ基本法改正法の趣旨の根幹となる地域振興、地域スポーツについて、競技力向上や地域貢献といった取組を通じて、大学スポーツが核となる可能性を有しているといえる。

また、本会議においては、大学生年代を対象とした大規模大会における大会参加資格等について、競技種目によっては海外との相違により、学生を始めとした若年層の大会参加の機会損失が生じているのではないかとの意見も出たところである。今後、人口減少の更なる急伸により、大学スポーツに参画する学生の減少も想定される中、大会参加資格の柔軟化や、より多くの大学関係者が参加可能な大会の創設等も考えられる。

スポーツ庁をはじめとした関係組織に対しては、以上に示された事項に関し、その実現に向けて、必要な予算措置等、実効性のある取組を強く求め、また、我が国の大学スポーツ振興に資する取組を大きく期待したい。